

三平事務所通信 2015.2.1



【コラム】

三平 和男

働く労働者の意識、価値観は多様化してきており、同時に多様な働き方が広がってきています。

多様な働き方は、女性・高齢者を中心に、労働時間に制約のある社員を有効に活かしていかなければ成り立たないという現実への対応策として、以前から小規模企業の職場において受け入れられてきたという面があります。

雇用機会均等法や育児介護休業法などの法改正もあり、ダイバーシティ、ワーク・ライフ・バランス、両立支援策など「働き方の柔軟化」施策は企業の人事施策として重要課題のひとつとなってきました。子育て中の女性社員、親の介護に悩む中高齢者社員、病気を抱える高齢者社員など、労働時間、仕事内容、勤務場所などに制約を持つ社員が増加していることに対応するものでありますが、一方では、そのような多様な働き方に伴い、多種多様な社員カテゴリーが生じてきており、それに対応した処遇制度に悩む企業も少なくありません。

労働時間に制約があるのか、仕事の場所や職種に制約があるのかなど個々人の制約内容によって、社員区分を見直していく必要があるのではないのでしょうか。

いずれにしても、今まで以上に個々の社員と仕事内容を明確にして雇用契約を締結することが重要となります。

多様な働き方をする人材とそうでない人材が混在する職場においては、労使の相互の期待に大きなギャップが生じるリスクもあり、それを軽減するためには、事業主と社員が円滑なコミュニケーションを図ることが一層重要となってきます。そのためには、外部の相談窓口の設置やカウンセラーなどの外部人材の活用を考えると良いでしょう。

【平成27年度 雇用保険料率・労災保険料率について】

平成27年1月23日 厚生労働省から来年度の雇用保険料率に関する見通しが発表されました。労働政策審議会が平成27年度の雇用保険料率を定める告示案要綱について「妥当」と認め、厚生労働大臣に答申しています。具体的には、一般の事業で1.35%、農林水産・清酒製造の事業で1.55%、建設の事業で1.65%の料率が平成27年4月1日から適用されるとしています。

また、労災保険率は、厚生労働大臣が業種ごとに定めており、それぞれの業種の過去3年間の災害発生状況などを考慮し、原則3年ごとに改定しています。労災保険料率については、平均で0.1/1000引き下げ予定となっています。詳しくは下記をご参照ください。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000071609.html>

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/0000067628.html>

【社会保障制度の方向性】

我が国では、急激な少子高齢化に対応するため、消費税引き上げと同時に「社会保障制度改革」が重点政策として議論されてきました。平成24年11月から20回に渡って開催された社会保障制度国民会議では、国民皆保険・皆年金等、世界に誇れる日本の社会保障制度を持続させていくためには何をすべきか、また少子化対策として何をすべきか、を中心に改革についての議論がなされてきました。

社会保障制度改革国民会議の報告書では、①日本における長寿社会の実現は、社会保障制度の充実のおかげであるが、その高齢化により、今度は社会保障制度の持続可能性が問われており、②世界に冠たる日本の社会保障制度を将来世代にしっかりと伝えるために、現在の世代はどのような努力をしたらよいのか、といった観点から、改革の方向性とスケジュールが示されました。

この国民会議の報告書等を踏まえて、改革を実行する工程を定めた法律が国会で成立し、一部は既に実施済みです。主な社会保障制度改革の内容は下記の通りです。

1. 少子化対策分野の改革

- ◆ 子どもの発達初期の環境整備と地域の子育て支援の推進
- ◆ 両立支援の観点からの待機児童対策と放課後児童対策の充実
- ◆ 妊娠・出産・子育てへの連続的支援
- ◆ ワーク・ライフ・バランス

2. 医療・介護分野の改革

- ◆ 病床機能報告制度の導入と地域医療ビジョンの策定
- ◆ 都道府県の役割強化と国民健康保険の保険者の都道府県移行
- ◆ 医療法人制度・社会福祉法人制度の見直し
- ◆ 医療と介護の連携と地域包括ケアシステムというネットワークの構築
- ◆ 医療・介護サービスの提供体制改革の推進のための財政支援
- ◆ 財政基盤の安定化、保険料に係る国民の負担に関する公平の確保
- ◆ 医療給付の重点化・効率化（療養の範囲の適正化等）
- ◆ 難病対策等の改革
- ◆ 介護保険制度改革

3. 年金分野の改革

- ◆ マクロ経済スライドの見直し
- ◆ 短時間労働者に対する被用者保険の適用拡大
- ◆ 高齢期の就労と年金受給の在り方
- ◆ 高所得者の年金給付の見直し

三平社会保険労務士事務所

東京都港区西新橋1-19-3 第2双葉ビル5F

TEL:03-3504-0071／FAX:03-3504-0072

☆人事・労務相談、業務委託のご依頼等、お気軽にご相談ください。